

第4章. 嫌疑情報に対する調査の状況

(1) 事件の調査及び処理

受理した事件については、寄附勧誘対策室長以下の調査員によって、情報の内容をきめ細かく吟味した上で調査方針を確立し、

- ・ 情報提供者、被勧誘者等からの事情聴取
- ・ 嫌疑法人等に関する情報収集（存在確認、代表者の人定特定）
- ・ 不当な勧誘行為の事実の特定
- ・ 勧誘を行った者の特定

など、嫌疑事実の裏付けに必要な証拠の収集を行った上で、法と証拠に基づいて嫌疑法人に対する勧告等の行政措置の要否を組織的に判断している³⁰。

そして、調査の結果、法第6条又は第7条の規定に基づく勧告若しくは第7条の規定に基づく命令を行うための要件を満たさないものについては、図表4－1に示す区分に従い事件を処理している。

【図表4－1】事件処理の区分

号	区分	主文
第1号	対象法人等が消滅した場合	法人等消滅
第2号	調査をすることが不可能な場合	調査不能
第3号	同一の事件につき既に事件処理決定がある場合	事件処理済み
第4号	事実につき法の施行前によるものであるものと認められる場合	不当寄附勧誘防止 法適用対象外 (法施行前事案)
第5号	法人等による不当な寄附の勧誘に係る事実が認められない場合	嫌疑なし
第6号	法第6条第1項若しくは法第7条第2項に規定する勧告、又は同条第3項に規定する命令をするための要件を満たしていないと認められる場合	法令要件不充足
第7号	法第6条第1項若しくは法第7条第2項に規定する勧告、又は同条第3項に規定する命令をすることについて、これを猶予する場合	勧告（命令）猶予

³⁰ 寄附勧誘対策室については、消費者庁の職員のほかに検察庁、警察庁からの出向者も職員として含まれており、適切に法を運用するための体制が整備されている。

(2) 調査の結果

ア 公表時における処理区分

調査の結果については、これまで令和5年度上半期分（令和5年11月2日公表）、同年度下半期分（令和6年5月9日公表）、令和6年度上半期分（令和6年11月14日公表）、同年度下半期分（令和7年5月8日公表）を公表してきたところ（図表4－2）、公表に当たっては、国民に対して分かりやすく解説する必要性から、決定した処理区分（図表4－1参照）を図表4－3のとおり5項目に要約することとし、法人等消滅（第1号）、事件処理済み（第3号）、勧告（命令）猶予（第7号）は、「法施行日前の事案と認められるもの等」に該当するという整理にしている。

【図表4－2】公表資料（令和6年度下半期分、令和7年5月8日公表）

令和7年5月8日 消費者庁		
寄附の不当勧誘に係る情報の受理・処理等件数表		
(件数)		
期 間	令和6年度（上半期） （令和6年4月1日～令和6年9月30日）	令和6年度（下半期） （令和6年10月1日～令和7年3月31日）
1. 情報の受付件数	699	502
2. 調査対象情報件数	33	31
(1) 新受（当期新たに生じた受理件数）	21	23
(2) 旧受（前期調査中件数）	12	8
3. 処理件数	25	20
(1) 勧告又は命令を実施したもの	0	0
(2) 勧告又は命令を実施する法令上の要件を満たさないもの	0	0
(3) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	8	6
(4) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	11	14
(5) 法律施行日前の事案と認められるもの等	6	0
4. 調査中件数	8	11

(注)
1 「寄附の不当勧誘」：法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）で定める配当義務（第3条）又は禁止行為（第4条、第5条）の規定に違反するもの
2 「期間」：消費者庁における手続の期間
3 「調査対象情報件数」：「情報の受付件数」計上の全件について、寄附の不当勧誘が疑われる内容を含むものを確認した結果、調査すべき対象として受理した情報等の新受及び旧受。

イ 各期の処理件数

各期における処理件数³¹⁾については、図表4－3のとおり、2023年度上半期が43件、同年度下半期が42件、2024年度上半期が25件、同年度下半期が20件であり、処理区分別でみると2023年度上半期は、「匿名又

³¹⁾ 処理件数は、受付・受理件数に呼応した件数としているため、1件の受付・受理情報の中に複数の事案が含まれている場合も、処理件数は1件として計上している。

は連絡不通等により調査が不能なもの」が 32 件（全体に占める割合 74.4 パーセント）と最も多く、次いで「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 9 件（同 20.9 パーセント）、「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 2 件（同 4.7 パーセント）であった。

同年度下半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 19 件（同 45.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 12 件（同 28.6 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 11 件（同 26.2 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 11 件（同 44 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 8 件（同 32 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 6 件（同 24 パーセント）であった。

同年度下半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 14 件（同 56 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 6 件（同 24 パーセント）であった。

全ての期の累計は、合計 130 件のうち「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 76 件（同 58.5 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 28 件（同 21.5 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 26 件（同 20 パーセント）であった。

【図表 4－3】処理件数の推移

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	合計	上半期	下半期	合計	
勧告又は命令を実施したもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
勧告又は命令を実施する 法令上の要件を満たさないもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附の不当勧誘の事実が 認められないもの	2 (4.7%)	12 (28.6%)	14 (16.5%)	8 (32.0%)	6 (24.0%)	14 (31.1%)	28 (21.5%)
匿名又は連絡不通等により 調査が不能なもの	32 (74.4%)	19 (45.2%)	51 (60.0%)	11 (44.0%)	14 (56.0%)	25 (55.6%)	76 (58.5%)
法律施行日前の事案と 認められるもの等	9 (20.9%)	11 (26.2%)	20 (23.5%)	6 (24.0%)	0 (0.0%)	6 (13.3%)	26 (20.0%)
計	43	42	85	25	20	45	130

2023 年度と 2024 年度を比較すると、処理件数の合計は、受理件数の減少に比例して半減している。

処理区分別の割合については、「寄附の不当勧誘の事実が認められない

もの」が 2023 年度の 16.5 パーセントに対して 2024 年度は 31.1 パーセントと増加し、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」は 2023 年度の 60 パーセントに対して 2024 年度は 55.6 パーセントと僅かに減少し、「法律施行日前の事案と認められるもの等」は 2023 年度の 23.5 パーセントに対して 2024 年度は 13.3 パーセントと減少した。

ウ 嫌疑情報に基づく対象法人等

(ア) 類型の整理

調査の対象とした法人等（以下「対象法人等」という。）については、受理した情報に基づいて法人等の存在確認、法人格の有無など登記等の確認、代表者の特定、勧誘行為者の特定など所要の調査を行っているところ、法の適切な運用に資する情報として、対象法人等の類型について、図表 4－4 に示す 3 つの類型に整理した³²。

【図表 4－4】対象法人等の類型

	類型	内容
1	宗教団体	宗教法人を始め、自称他称を問わず宗教的な活動を行っている団体
2	宗教団体以外	企業、財団法人、社団法人、法人格のない任意団体など
3	不明	団体等の名称、種別等が不明なもの

(イ) 対象法人等の類型別の処理件数

対象法人等の類型別の処理件数については、図表 4－5 のとおり、「宗教団体」が 2023 年度上半期は 34 件（全体に占める割合 79.1 パーセント）、同年度下半期は 35 件（同 83.3 パーセント）、2024 年度上半期は 21 件（同 84 パーセント）、同年度下半期は 18 件（同 90 パーセント）であり、整理した 3 項目においては全ての期で割合が最も高い。

また、「宗教団体以外」は、2023 年度上半期は 5 件（同 11.6 パーセント）、同年度下半期は 5 件（同 11.9 パーセント）、2024 年度上半期は

³² 対象法人等の類型については、受理した情報の内容を主な根拠として整理・分別しているため、消費者庁として対象法人等が嫌疑情報にかかわっていることを客観的事実に基づいて認定したものではない。

1 件（同 4 パーセント）、同年度下半期は 1 件（同 5 パーセント）であった。

団体等の名称、種別等が不明なもの（以下「不明」という。）は、2023 年度上半期は 4 件（同 9.3 パーセント）、同年度下半期は 2 件（同 4.8 パーセント）、2024 年度上半期は 3 件（同 12 パーセント）、同年度下半期は 1 件（同 5 パーセント）であった。

全ての期の累計は、計 130 件のうち「宗教団体」が 108 件（同 83.1 パーセント）、「宗教団体以外」は 12 件（同 9.2 パーセント）、「不明」は 10 件（同 7.7 パーセント）であった。

【図表 4－5】対象法人等の類型別の処理件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
宗教団体	34 (79.1%)	35 (83.3%)	69 (81.2%)	21 (84.0%)	18 (90.0%)	39 (86.7%)	108 (83.1%)
宗教団体以外	5 (11.6%)	5 (11.9%)	10 (11.8%)	1 (4.0%)	1 (5.0%)	2 (4.4%)	12 (9.2%)
不明	4 (9.3%)	2 (4.8%)	6 (7.1%)	3 (12.0%)	1 (5.0%)	4 (8.9%)	10 (7.7%)
計	43	42	85	25	20	45	130

（ウ）処理区分別の対象法人等の類型別件数

各処理区分における対象法人等の類型別件数については、図表 4－6 のとおり、「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」について、2023 年度上半期は、計 2 件のうち「宗教団体」及び「宗教団体以外」が各 1 件（同一処理区分に占める割合各 50 パーセント）であり、同年度下半期は、計 12 件のうち「宗教団体」が 8 件（同 66.7 パーセント）、「宗教団体以外」が 3 件（同 25 パーセント）、「不明」が 1 件（同 8.3 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、計 8 件のうち「宗教団体」が 7 件（同 87.5 パーセント）、「宗教団体以外」が 1 件（同 12.5 パーセント）であり、同年度下半期は、計 6 件のうち「宗教団体」が 4 件（同 66.7 パーセント）、「宗教団体以外」及び「不明」が各 1 件（同各 16.7 パーセント）であった。

全ての期の累計は、計 28 件のうち「宗教団体」が 20 件（同 71.4 パーセント）、「宗教団体以外」が 6 件（同 21.4 パーセント）、「不明」が

2 件（同 7.1 パーセント）であった。

次に、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」について、2023 年度上半期は、計 32 件のうち「宗教団体」が 24 件（同 75 パーセント）、「宗教団体以外」及び「不明」が各 4 件（同各 12.5 パーセント）であり、同年度下半期は、計 19 件のうち「宗教団体」が 18 件（同 94.7 パーセント）、「不明」が 1 件（同 5.3 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、計 11 件のうち「宗教団体」が 9 件（同 81.8 パーセント）、「不明」が 2 件（同 18.2 パーセント）であり、同年度下半期は、計 14 件全てが「宗教団体」であった。

全ての期の累計は、計 76 件のうち「宗教団体」が 65 件（同 85.5 パーセント）、「宗教団体以外」が 4 件（同 5.3 パーセント）、「不明」が 7 件（同 9.2 パーセント）であった。

最後に、「法律施行日前の事案と認められるもの等」について、2023 年度上半期は、計 9 件全てが「宗教団体」であり、同年度下半期は、計 11 件のうち「宗教団体」が 9 件（同 81.8 パーセント）、「宗教団体以外」が 2 件（同 18.2 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、計 6 件のうち「宗教団体」が 5 件（同 83.3 パーセント）、「不明」が 1 件（同 16.7 パーセント）であり、同年度下半期は、いずれも 0 件であった。

全ての期の累計は、計 26 件のうち「宗教団体」が 23 件（同 88.5 パーセント）、「宗教団体以外」が 2 件（同 7.7 パーセント）、「不明」が 1 件（同 3.8 パーセント）であった。

【図表 4－6】処理区分別の対象法人等の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	2	12	14	8	6	14	28
宗教団体	1 (50.0%)	8 (66.7%)	9 (64.3%)	7 (87.5%)	4 (66.7%)	11 (78.6%)	20 (71.4%)
宗教団体以外	1 (50.0%)	3 (25.0%)	4 (28.6%)	1 (12.5%)	1 (16.7%)	2 (14.3%)	6 (21.4%)
不明	0 (0.0%)	1 (8.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (7.1%)	2 (7.1%)
匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	32	19	51	11	14	25	76
宗教団体	24 (75.0%)	18 (94.7%)	42 (82.4%)	9 (81.8%)	14 (100.0%)	23 (92.0%)	65 (85.5%)
宗教団体以外	4 (12.5%)	0 (0.0%)	4 (7.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (5.3%)
不明	4 (12.5%)	1 (5.3%)	5 (9.8%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	2 (8.0%)	7 (9.2%)
法律施行日前の事案と認められるもの等	9	11	20	6	0	6	26
宗教団体	9 (100.0%)	9 (81.8%)	18 (90.0%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	23 (88.5%)
宗教団体以外	0 (0.0%)	2 (18.2%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (3.8%)
計	43	42	85	25	20	45	130

エ 調査対象事件の代表的事例

(ア) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの³³

事 件 番 号	令和6年度	第5号
受 付 年 月 日	令和6年4月	
受 理 年 月 日	令和6年4月	
端 緒 情 報	提 供 者	40歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	里親募集サイトを通じて、猫の里親になったが、譲渡の際にしつこく寄附の勧誘を受けた。
	嫌 疑 法 人 等	不明
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（不退去）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 情報提供者から消費者庁ウェブサイトへ報告がなされたことにより、本件を認知した。 2 事件受理 端緒情報について、 猫の譲渡の際に寄附を求められ、長時間退去しなかった旨の状況から、禁止行為（不退去）の可能性が疑われたため、事件受理し、調査に着手した。 3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 情報提供者に架電し、調査への協力を依頼したところ、面会した上で事情聴取に応じる意向を示した。 4 情報提供者の聴取 情報提供者の自宅に赴き、事情聴取したところ、同人は、 ・ 里親募集サイトを通じて猫を譲り受けた際、しつこく寄附を要求されたので、インターネットで色々と調べたところ消費者庁に関係がある内容のようだったので、情報提供した。 ・ 寄附を要求してきた相手の団体については、里親募集サイト上の名称以外、詳細は不明で、動物取扱業の届出をしていると主張していたが、保健所等に問い合わせるも、確認できなかった。 ・ 寄附を要求してきた相手が猫を連れて私の家に来たのは、数箇月前の平日、午後2時頃で、それから夕方6時半頃まで家	

³³ 情報提供者等の関係者から、公表することに同意を得られた事件について掲載。

	にいたと思う。 - 私が譲渡してもらった猫の保護に至る経緯や保護活動をしている方の動向などについて、譲渡には関係の無い話を長々とされ、その後、徐々に宗教的な内容になり、「保護活動には数百万円のお金がかかるが、借入してでも用立てないと世界中の猫が不幸になる。あなたが飼育している猫も不幸になる。」などと言われた。 - そして、話の終盤にお金の話になり、譲渡費用のほかに、猫の空輸費用や、外国で保護活動をしている友人への寄附、保健所への寄附金を要求された。 - 強要されたという認識はないが、長時間居座られて猫を保護するためにお金が必要であることを懇々と説明され、断り難い雰囲気だったので、私は手元にあった現金十数万円を相手に渡してしまった。 - そして、寄附を要求してきた相手は、私からお金を受け取るとそそくさと帰っていった。 - 寄附を要求してきた相手は私の自宅に4時間くらい滞在していたため、私も途中で帰ってほしいとは考えたが、口に出しては言わなかった。 - その後、寄附を要求してきた相手とはSNSで連絡を取り合っていたが、譲渡してもらった猫が病気を有していたことが判明したことを契機にトラブルになり、連絡がつかなくなった。旨を申し立てた。 5 嫌疑法人に対する調査 情報提供者から得た情報に基づき、嫌疑法人及び勧誘者について、登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を行うも、特定には至らなかった。 6 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が数時間に渡り情報提供者の自宅に留まり、寄附を勧誘した状況が認められるが、情報提供者は、勧誘者に対して退去すべき旨の意思表示を行っておらず、禁止行為（不退去）の構成要件を満たさないため「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年7月22日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第 93 号
受 付 年 月 日	受付なし（職権認知）	
受 理 年 月 日	令和6年2月	
端 緒 情 報	提 供 者	70 歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	通信販売で寺院から開運グッズを購入したところ、寺の男性から「先祖の供養をしないと大変なことになる」などと不安を煽られ、祈祷代やお布施を要求された。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（靈感等知見を用いた告知）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 PIO-NET を活用して違法情報を調査していたところ、禁止行為（靈感等の知見を用いた告知）に抵触する可能性が疑われる相談を認めた。 2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。 3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。 4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 証拠資料を現在も保有している 面会した上での事情聴取にも対応できる 旨の意向を示したことから、情報提供者の住居付近において面会の上、事情聴取を行うこととした。 5 情報提供者に対する事情聴取 情報提供者の居住地域を管轄する消費生活センターの施設を借用し、情報提供者のプライバシーを確保した上で、事情聴取を行っ	

	たところ、同人は ・ 私は、近年夫を亡くし、夫の一周忌を終えた事を契機に一昨年 から娘夫婦と同居するようになったが、同居を開始してから私 や家族に対して色々と悪い事が重なり悩んでいた。 ・ そんな折、運気が上がるという触れ込みの「お札とお香のセッ ト」を紹介するチラシを目にしたので、少しでも運気が良くなる ことを期待して、販売元のお寺から通信販売で2セット購入し た。 ・ 届いた商品には、 御利益を授かっていただけるように伝えたいことが あるので、商品が到着したら電話を掛けてくるように。 旨が記載されたメモが同封されていたので、指示通りに私から お寺に電話を掛けた。 ・ 電話に応答した方は、電話口の私に対して商品の使用方法につ いて丁寧に指導してくれた上、 悩み事があれば、同封した便箋に記載して郵送しても らいたい。 旨を申し向けてきた。 ・ そこで、後日、私は思い浮かぶ悩みを便箋に記載して送付する と、しばらくして私の携帯電話宛に寺で修行しているという者 や、先生と呼ばれる者から代わる代わる電話があり、 気の回りが悪いので供養した方がよい 供養しないと大変なことになる 供養は通常数年かかるが、数か月で終える 費用は一日につき数万円かかる などと申し向けてきた。 ・ 私は、供養にお金を掛けるつもりはなかったのですが、断り続けて いたところ、最終的には 供養代とお布施として数万円でよい と減額までして勧誘してきたので、一旦承諾してしまった。 ・ しかし、冷静になって再考し、後日、私から寺に電話を掛け お金が無いので供養は断ります。 とはっきりと告げて断った。 ・ その後も、何回か電話があり、勧誘されたが、供養は自分で すれば良いと思い、電話の相手に対して 行政機関に相談したのもう結構です。
--	--

	旨を告げたところ、電話を掛けて来なくなった。 ・ せっかく良い開運商品を購入できたのに、靈感商法の様な手口で供養代を要求され、がっかりしている。 旨を申し立てた。 6 嫌疑法人に対する調査 情報提供者から提示を受けた開運商品及び同商品の送付状等から嫌疑法人の名称、所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認、稼働実態の確認などの基礎調査を実施した結果、伽藍を有して何らかの宗教活動を行っている実在する宗教法人であることが判明した。 7 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が布施を勧誘する際に用いた言動については形式的に禁止行為（靈感等知見を用いた告知）に抵触し得る余地はあるが、被勧誘者は一貫して支払いを拒否し、勧誘行為により困惑したという認識も有していないため、「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年9月30日
備考	

事 件 番 号	令和5年度	第81号・第84号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年11月	
端 緒 情 報	提 供 者	70歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	通販でお札等を購入したが、販売元の寺院から「家運が傾いている。」と不安を煽られ、お布施を要求された。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けなし）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（靈感等知見を用いた告知）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 PIO-NET を活用して違法情報を調査していたところ、 「家運が傾いている」と不安を煽られお布施を要求された旨、禁止行為（靈感等知見を用いた告知）の可能性が疑われる相談を認めた。 2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件受理し、調査に着手した。 3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。 4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 面会した上での事情聴取にも対応できる旨の意向を示したことから、情報提供者の住居において面会の上、事情聴取を行うこととした。 5 情報提供者に対する事情聴取 情報提供者の住居において事情聴取したところ、同人は、 ・ 自宅に届いた通販カタログの中に「運気を上げる」などと書かれたお寺が販売している開運グッズに関するチラシが1枚挟んであった。	

	・ 開運グッズの代金は5,000円で、購入すると特別な線香がセットでついてくるとのことから、私は普段、開運グッズなどを買うことはないが、値段もそれほど高くなく、気に入ったので注文することにした。 ・ 開運グッズを注文するため、チラシに書かれていた寺の電話番号に電話し、2セットを購入する旨を伝え、電話に出た人から「あなたは幸運です。」などと言われた。 ・ しばらくして代引郵便で開運グッズが届き、箱の中には、開運グッズのほかに家族の名前や悩みなどを記載する用紙が入っており、それを送ると拝んでもらえると説明が付されていたので、同封されていた封筒にその用紙を入れて寺に送った。 ・ 数日過ぎた頃、寺から私の自宅に電話があり、開運グッズの使用法の説明を受けるとともに、悩みの相談にも応じてもらった。 ・ すると、電話口の相手から「拝んでもらえば善くなる。」などと言われ、これまで話した者ではない住職と名乗る男から、「一日おきに電話をかけるように」と指示をされ、その住職と話をすることになった。 ・ 私は、自分の病気のことや精神的に不安定な家族のことなど、住職に問われるがままその時に抱いていた不安や悩みを話してしまった。 ・ すると何回目かの電話で住職から「家運が傾いている。半年間拝まないと沈んでいく家だ。拝まないと孫もダメになる。病氣も治らない。」「拝む際に必要なお供え物や花などの費用が必要になるので、お布施するように」などと言われた。 ・ 私は住職がお布施の話をあからさまにしてきたので、おかしいと思い、住職に対してはっきりと「これって靈感商法じゃないですか。買ったものも捨てます。」と言ったところ、住職は態度を変えて怒り出し、「捨てるなら勝手にしろ」などと言いつつ切ったので、私は電話を切った。 ・ それ以降は、私から寺に電話することもなければ、電話が架かってくこともない。購入した開運グッズは有名な寺社に持ち込んで処分してもらい、チラシは廃棄した。 ・ 人の悩みにつけ込んで不安を煽り、祈とうが必要だと促し金銭を要求するなど、宗教を冒涇した行為だと思う。電話の先の相手が本当の住職だとしたら残念でならない。被害に遭う人が増えないように注意喚起してもらいたい。 旨を供述した。 6 事件の併合 令和5年12月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。 7 嫌疑法人に対する調査 情報提供者が申し立てた法人名称や所在地から、同法人の登記事項の照会した結果、実在する宗教法人であることが判明した。 8 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が布施を求める際に用いた言
--	---

	動が、禁止行為（靈感等知見を用いた告知）に抵触し得る可能性はあるものの、当該布施が祈祷や供物等の対価に該当し得る可能性があることや、情報提供者は毅然とした態度で、靈感商法である旨を申し向けて断っている状況があることから、情報提供者が勧誘者による勧誘行為により困惑した事実が認められず、「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年5月20日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第80号・第85号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年11月	
端 緒 情 報	提 供 者	40歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者の知人 30歳代 女性
	概 要	知人が脱会届を提出しているにもかかわらず、宗教団体の信者から執拗に会費の支払いを要求されている。 退会した旨をいくら主張しても、「聞いてない」と言われ請求され続けている。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（不退去・退去妨害）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 PIO-NET を活用して違法情報を調査していたところ、「執拗に会費の支払いを要求されている」旨の相談を認め、禁止行為（不退去又は退去妨害）の可能性が疑われた。 2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。 3 情報提供者に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。 4 被勧誘者に対する協力要請 本事件調査の端緒とした相談情報については、被勧誘者の知人が寄せたものであるため、情報提供者を通じて被勧誘者に対して調査への協力を要請するとともに、円滑に事情聴取を行うためには情報提供者の協力も不可欠であると認め、事情聴取時における立会いなどの協力を求めたところ、了承を得た。 5 事件の併合 令和5年12月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受	

	けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。 6 被勧誘者に対する事情聴取 被勧誘者の住居付近の公共施設において、情報提供者の同席を得て事情聴取を行ったところ、被勧誘者は、 ・ 私は数年前、家族に勧められるがまま宗教団体に入会させられた。 ・ 入会すると毎日決まった時間に神事を行わなければならない上、団体が販売している商品を購入させられたり、強引に集会に参加させられたり、毎月会費（数万円）の支払いを求められたりし、体力的にも金銭的にも負担だったので、退会することにした。 ・ 退会する方法を友人に相談し、昨年、宗教団体の本部と支部に内容証明郵便を利用して退会届を郵送し、その後しばらくは静かに過ごしていた。 ・ 退会届を郵送して半年くらいが経過した頃、私が働いている施設の同僚から宗教団体への会費の支払いを求められた。 ・ 同僚は、私が入会していた宗教団体の現役信者だが、私が脱会したことを知らないのかと思い、改めて 宗教団体は辞めた 旨を申し向けると、納得して引き下がった。 ・ しかし、それから更に半年以上経過した頃、当該同僚から 退会したことは知らない 幹部からも聞いてない 退会届は届いてない などと申し向けられ、再度会費の支払いを求めてくるようになった。 ・ 私は会費を支払うつもりは一切無かったので、同僚に対して退会した旨を何度も説明し、職場の上司に必要な無い会費の支払いを求められて迷惑していることを相談したが、その職場には現役の信者が複数人いることもあり、上司の目が届かない場所などで複数の同僚から代わる代わる会費の支払いを求められた。 ・ 会費を要求してくる同僚達について名前程度はわかるが、年齢や住所など詳しい事は知らない。 ・ 会費の支払いを求められる際には、恫喝されたり、暴行を受けたりすることはなかったが、顔を合わせたときだけではなく、職場の下駄箱に手紙が入れてあったり、退社後に後をつけられたり
--	---

	と、とにかくしつこく支払いを求められたので、しばらく仕事を休むこともあった。 ・ しかし、私は、退会しているので、何度要求されても会費を支払うつもりは一切ない。 旨を供述した。 7 勧誘場所に対する調査 被勧誘者が勧誘を受けた場所について、同人の供述に基づき、現場の確認、登記事項の照会など基礎調査を実施し、特定した。 8 嫌疑法人に対する調査 被勧誘者の供述及び同人が保有していた物品等から嫌疑法人の名称及び所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を実施した結果、実在する宗教法人であることが判明した。 9 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、禁止行為（不退去・退去妨害）に抵触し得る勧誘事実が存在せず、宗教団体の入退会に係る会費の支払いをめぐるトラブルと認め、「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年4月19日
備 考	本調査に伴い、被勧誘者から「同僚からの要求が収まるかもしれないので、職場に不当寄附勧誘防止法のポスターを掲示したい」旨の要請を受けたことから、関係機関を通じて当該ポスターを提供した。 また、事情聴取後の経過について確認したところ、被勧誘者は ・ しばらくは会費の支払を求められたが、職場にポスターを貼ってもらい、警察にも相談したところ、現在は収まっている。 ・ 普段どおり職場にも通っているし、同僚ともトラブルなく過ごしている。 旨を申し立てた。

事 件 番 号	令和5年度	第 65 号
受 付 年 月 日	令和5年9月	
受 理 年 月 日	令和5年9月	
端 緒 情 報	提 供 者	年齢不明 男性
	勧誘を受けた者	情報提供者の配偶者 年齢不明 女性
	概 要	商業施設内において募金を求められ、退去の意思を示したにも関わらず執拗に寄附を求められた。
	嫌 疑 法 人 等	財団法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（退去妨害）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 情報提供者から消費者庁ウェブフォームへ報告がなされたことにより、本件を認知した。 2 事件受理 端緒情報について 退去意思を示したにも関わらず執拗に寄附を求められたとの内容から、禁止行為（退去妨害）の可能性が疑われたため、事件受理し、調査に着手した。 3 情報提供者に対する協力要請 事件の詳細について事情を聴取するため、情報提供者を介し、被勧誘者に調査への協力を依頼したところ、承諾を得た。 4 被勧誘者に対する事情聴取 被勧誘者に対し、電話により事情を聴取したところ、同人は、 ・ 先日、私が一人で買物のために商業施設に赴くと、施設内の広いスペースにおいて、男性から「女の子たちを救う団体なんですけど、募金とかで支援されたことはありますか？」などと声をかけられ、チラシを手交しようとしてきた。 ・ 私は急いでいたので、男の話を聞くことなく立ち去ろうとすると、男は「現地に教育施設をつくる取り組みをしています。サブスクで支援できるものです。」などと求めているにもかかわらず、矢継ぎ早に説明を継続した。 ・ 私は、「急いでいます」旨を告げて立ち去ろうとすると、男は、「1、2分で済むんです。」「緊急でお願いしているんです。」などと言いながらしつこく付きまとってきたので、振り切って、その場を後にした。	

	・ 寄附の勧誘をしてきた男は、本当に困っていそうな切実な顔つきと話し方で、引き下がらなかったのも、とても立ち去り難い状況であったが、男から行く手を遮られたり、体に触れられて引き留められたりはしていない。 ・ 時間を計ったわけではないが、私の感覚では10分くらい寄附の勧誘を受けていたと思う。 旨を申し立てた。 5 現場確認及び防犯カメラ映像の精査 被勧誘者の供述によると、寄附の勧誘行為を受けた場所は商業施設であることから、防犯カメラ映像が残存している可能性があると思料し、同施設に赴き、防犯カメラ映像を閲覧した。 すると、商業施設内の防犯カメラ映像には、 勧誘者の男が被勧誘者にチラシ様のものを差し出し、数メートル随行した後、両者が立ち止まり話をしている状況が記録されており、会話の内容は録音されていないものの、動画の状況から 両者が立ち止まってから被勧誘者が立ち去るまでの時間は、約4分間であった。 また、その間、勧誘者が被勧誘者の衣服や身体に触れるなどして物理的に制止する行為や行く手に立ち塞がり通行を遮るなどの行為は確認できなかった。 6 嫌疑法人に対する調査 商業施設の管理会社に対し調査への協力を求めたところ、嫌疑法人の名称等について明らかとなったことから、同法人の登記事項等を照会した結果、実在する財団法人であることが判明した。 7 事件の処理 本事件は、関係者からの事情聴取及び防犯カメラ映像の精査の結果、勧誘行為が行われた約4分間において、勧誘者による明確な退去妨害行為は認められないことから、「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年1月22日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第62号・第67号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年8月	
端 緒 情 報	提 供 者	50歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	夫婦ともに宗教法人の信者であったが、執拗に献金を求められるため、「お金がない」と断ったところ「子供から借りたらどうですか」とまで言われ、自宅にも頻繁に来るので困っている。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（借入れによる資金調達要求）
調 査 の 経 過	1 端緒情報の認知 PIO-NETを活用して違法情報を調査していたところ、寄附の勧誘に際して「子供から借りたらどうですか」と申し向けられた旨の相談を認め、禁止行為（借入れによる資金調達の要求）の可能性が疑われた。 2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。 3 情報提供者に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。 4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 面会した上での事情聴取にも対応できる旨の意向を示したことから、情報提供者の住居において面会の上、事情聴取を行うこととした。 5 事件の併合 令和5年9月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。	

	6 情報提供者に対する事情聴取 情報提供者の住居において家族等が同席の下、事情聴取を行ったところ、情報提供者は、 ・ 私達夫婦は、数年前、別の宗教から揃って現在の宗教に入信し直した。 ・ 入信する際の説明では、宗教団体への寄附は不要との説明を受けていたが、入信後は毎月の会費が数千円、行事に伴う寄附が数百円から数千円、そのほか特別な寄附として年1回、一人十数万円の寄附を求められるようになった。 ・ 年1回勧誘される十数万円の特別な寄附は、入信してから本年までは、「お金が無い」という理由で断り続けてきた。 ・ しかし、本年は宗教団体の幹部信者から例年に増して執拗に寄附の勧誘を受け、私は例年と同様に支払うつもりは無かったので、「お金が無い」と断っていた。 ・ すると、あるとき宗教団体の施設にお参りに赴いた際、その施設内で幹部信者に呼び止められ、真剣な強ばった表情で 今年に寄附できるか 旨を聞いてきたので、これまで同様に断ると お子さんは社会人でしょ お子さんから借りたらどうですか 考えておいてください と申し向けられた。 ・ 私は、宗教団体から執拗に寄附を求められ、さらには、関係のない子供まで巻き込もうとしたことに嫌気がさし、夫婦共に宗教から脱会することとした。 ・ その後、しばらくの間は幹部信者が脱会を引き留めようとしていたが、正式な手続を経て脱会した。 ・ 宗教団体が活動するためにお金が必要な事は理解できるが、信者に不快な思いをさせてまで寄附を徴収しようとする事は、違法ではないまでも道義に反すると考える。 ・ 不当寄附勧誘防止法が制定されたことも踏まえ、宗教団体には法の趣旨を理解した上で適正に活動してもらいたいし、消費者庁には法の周知をしっかりと進めてもらいたい。 ・ この宗教団体とは、二度と関わりたくない。 旨を申し立てた。 7 嫌疑法人に対する調査
--	---

	情報提供者の供述及び同人が保有していた物品等から嫌疑法人の名称及び所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を実施した結果、実在する宗教法人であることが判明した。 8 同種事件の相談状況の調査 PIO-NET を利用し、令和5年7月1日から同年12月31日までの間における本事件の嫌疑法人に係る消費生活相談の受付状況を確認するも、類似・関連事案に係る相談は確認できなかった。 9 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が借入れによる資金調達を求めた可能性は認められるものの、防犯カメラ映像、録音等の客観的事実を疎明する証拠を入手するには至らず、また、情報提供者は嫌疑法人とかかわりを持つことを忌避しているため、勧誘者に対する事情聴取は差し控える必要があることから、違法行為を客観的に認定することは困難な状況にある。 加えて、処理決定時においては、同法人による同種事案の発生は把握されていない。 よって、追加の証拠が得られるなど、事実の認定に進展があった場合には、再起の手続を取ることを前提として、現時点においては「嫌疑なし」とした。
処理決定年月日	令和6年1月22日
備 考	

(イ) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの

代表的な事例

- ・ 宗教団体の施設内において、信者が正常な判断をできないようにして、寄附を勧誘している。
- ・ 電話で海外の恵まれない子供への義援金を威圧的に求められた。
- ・ 知人の紹介でセミナーの研修を受けたら、宗教活動であることが分かり、寄附の勧誘を受けた。
- ・ 家族が、海外の宗教に没頭し、借金してまで寄附をしている。
- ・ 親族が、自宅を担保として多額の借金をし、宗教団体に献金してしまった。
- ・ 親が、借金をしてまで宗教団体に献金していたため、自分が借金返済を肩代わりした。
- ・ 入信している宗教団体に献金を強制され、土地と家も担保として取られてしまった。
- ・ 宗教団体に入信している親が、献金のために金銭的に苦勞しているので脱退させたい。
- ・ 家族の病気を治してくれるという祈祷師のもとに何年も通い、多額の寄附をした。
- ・ 宗教団体から靈感等の知見を用いた勧誘を受け献金した。
- ・ 配偶者が宗教団体に献金するために、育児費や食費などを切り詰めている。
- ・ 見知らぬ者が自宅を訪れ、断ったのに災害の際の義援金を執拗に勧誘された。
- ・ 知人から執拗に宗教団体への入信の勧誘を受け、団体の施設に何度も連れていかれ、寄附や物品購入をしてしまった。
- ・ 知人の高齢者の自宅に宗教団体の人間が来て勝手に拝むなどしてお金を要求された。
- ・ 悩みが解決できるという商品を電話で注文したところ、販売元の寺院から連絡があり、供養を勧められて高額なお布施を要求された。
- ・ 入信している宗教団体から定期的に協力金を求められ、支払いを断ると不利益や不平等な扱いを受ける。

調査結果（調査不能と認めた主な事由）
・ 情報提供者の連絡先が不明のため。 ・ 情報提供者が詳細を把握していないため。 ・ 情報提供者が聴取を拒否したため。 ・ 被勧誘者の協力が得られなかったため。 ・ 被勧誘者の健康状態から聴取困難のため。 ・ 被勧誘者が既に死亡しているため。

（ウ）法律施行日前の事案と認められるもの等

代表的な事例
・ 親が宗教団体から靈感等を用いた説明を受け商品購入の契約をしてしまった。 ・ 過去、宗教団体に対して献金するために借金したため、返済により生活が苦しい。 ・ 宗教団体から靈感等の知見を用いた理由で脅されるなどして献金させられた。 ・ 知人の高齢者が、宗教団体に高額なお布施をしているので心配。 ・ 数十年前、宗教団体から靈感等の知見を用いた勧誘を受け、多額の献金をしてしまった。 ・ 家族が自己啓発団体に預貯金のほとんどを寄附してしまったようだ。 ・ 家族が宗教団体へ献金するために多額の借金をしてしまい、返済できなくなってしまった。 ・ 鑑定を受けた霊能者から靈感等の知見を用いて脅され、お金を振り込んだ。 ・ 両親が入信している宗教団体に献金させられてきた。同じような境遇の二世信者が相談できる窓口があれば知りたい。 ・ 約20年前、宗教団体に入信していたところ、車で県外に連れていかれて金銭を要求され、仕方なく支払った。

調査結果（法施行日前と認めた主な事由）
・ 提供された情報内容から令和５年３月３１日以前における勧誘行為と特定。 ・ 情報提供者、被勧誘者から事情聴取した結果、令和５年３月３１日以前における勧誘行為と特定。

（３）調査の実態

ア 調査期間

本章（１）に記載のとおり、受理した事件については、寄附勧誘対策室の調査担当者が

- ・ 情報提供者、被勧誘者等からの事情聴取
- ・ 嫌疑法人等に関する情報収集（存在確認、代表者の人定特定）
- ・ 不当な勧誘行為の事実の特定
- ・ 勧誘を行った者の特定

など、法に抵触する事実の裏付けに必要な証拠の収集を行っているところ、各調査項目を履行するためには一定の時間を要する。

これまでに処理した事件について、事件を受理してから処理を決定するまでの期間は図表４－７のとおりである。

【図表４－７】調査期間

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
60日未満	1 (2.3%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	3 (12.0%)	1 (5.0%)	4 (8.9%)	5 (3.8%)
60日～89日	2 (4.7%)	18 (42.9%)	20 (23.5%)	12 (48.0%)	8 (40.0%)	20 (44.4%)	40 (30.8%)
90日～119日	29 (67.4%)	8 (19.0%)	37 (43.5%)	5 (20.0%)	10 (50.0%)	15 (33.3%)	52 (40.0%)
120日～149日	11 (25.6%)	5 (11.9%)	16 (18.8%)	1 (4.0%)	1 (5.0%)	2 (4.4%)	18 (13.8%)
150日以上	0 (0.0%)	11 (26.2%)	11 (12.9%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	4 (8.9%)	15 (11.5%)
全体	43	42	85	25	20	45	130

※ 調査期間は、受理した日から処理を決定（決裁が完了）した日までの差で算出しており、閉庁日も含まれる。

各期の調査期間について、2023 年度上半期は、処理件数 43 件のうち「90 日～119 日」が 29 件（全体に占める割合 67.4 パーセント）で最も多く、次いで「120 日～149 日」が 11 件（同 25.6 パーセント）、「60 日～89 日」が 2 件（同 4.7 パーセント）、「60 日未満」が 1 件（同 2.3 パーセント）であり、同年度下半期は、処理件数 42 件のうち「60 日～89 日」が 18 件（同 42.9 パーセント）と最も多く、次いで「150 日以上」が 11 件（同 26.2 パーセント）、「90 日～119 日」が 8 件（同 19 パーセント）、「120 日～149 日」が 5 件（同 11.9 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、処理件数 25 件のうち「60 日～89 日」が 12 件（同 48 パーセント）で最も多く、次いで「90 日～119 日」が 5 件（同 20 パーセント）、「150 日以上」が 4 件（同 16 パーセント）、「60 日未満」が 3 件（同 12 パーセント）、「120 日～149 日」が 1 件（同 4 パーセント）であり、同年度下半期は、処理件数 20 件のうち「90 日～119 日」が 10 件（同 50 パーセント）と最も多く、次いで「60 日～89 日」が 8 件（同 40 パーセント）、「60 日未満」及び「120 日～149 日」が各 1 件（同各 5 パーセント）であった。

全ての期の累計は、処理件数 130 件のうち「90 日～119 日」が 52 件（同 40 パーセント）と最も多く、次いで「60 日～89 日」が 40 件（同 30.8 パーセント）、「120 日～149 日」が 18 件（同 13.8 パーセント）、「150 日以上」が 15 件（同 11.5 パーセント）、「60 日未満」が 5 件（同 3.8 パーセント）であった。

全ての期を通じて

- ・ 最も短い調査期間は 45 日
- ・ 最も長い調査期間は 278 日

であり、時間を要す主な調査項目としては

- ・ 情報提供者から調査への協力意向の取付け
全国の消費生活センター等からの情報については、相談を受け付けたセンターを通じて意向確認を行うため、二重の時間を要す。信仰心に関係する事案も多いため、調査への協力可否を決断するまでに数箇月要す場合もある。
- ・ 事情聴取を行う日程の調整
関係者の都合を踏まえた日程、聴取場所の調整が必要。
電話聴取にあっても、聴取に相応の時間を要すことから、日程の調整は必須。
- ・ 関係機関、企業、団体等に対する各種照会
関係機関、企業、団体等に対して文書等により各種事項を

照会した場合、回答を得るまでに数週間要す場合もある。

- ・ 経過観察、関連動向の把握

情報の真偽を見極める上で、情報に基づく案件の経過観察、対象法人等に関連する他の動向の把握を行う場合には、一定の期間を要す。

などがある。

イ 法人登記照会状況

調査によって対象法人等の名称、所在地等が判明した場合には、対象法人等の登記事実について照会を実施している。

照会を実施した結果、登記情報を入手できた件数については、図表４－８のとおり、2023年度上半期が43件中29件（全体に占める割合67.4パーセント）、同年度下半期が42件中35件（同83.3パーセント）、2024年度上半期が25件中18件（同72パーセント）、同年度下半期が20件中12件（同60パーセント）であり、全ての期の累計では130件中94件（同72.3パーセント）であった。

なお、「登記なし」については、調査により対象法人等の名称が明確になったものの本照会により法人登記事実が確認できなかったもの、「不明」については、調査によっても対象法人等を特定するための名称、俗称、所在地等が判然とせず、登記事実の確認に至らなかったものの件数である。

【図表４－８】法人登記の照会結果

		2023年度			2024年度			累計
		上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
照会結果	登記情報入手	29 (67.4%)	35 (83.3%)	64 (75.3%)	18 (72.0%)	12 (60.0%)	30 (66.7%)	94 (72.3%)
	登記なし	2 (4.7%)	1 (2.4%)	3 (3.5%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	1 (2.2%)	4 (3.1%)
	不明	12 (27.9%)	6 (14.3%)	18 (21.2%)	7 (28.0%)	7 (35.0%)	14 (31.1%)	32 (24.6%)
処理件数		43	42	85	25	20	45	130

ウ 文書による照会等の実施状況

事件の調査については、法に基づき消費者庁長官が勧告、命令等の行政上の措置の要否を適正に決定するために必要な証拠を収集するための行政調査であるところ、調査に当たっては法第13条の規定に基づく資料提

供等の要請のほか、任意調査として文書による照会、協力要請等を行っている³⁴。

調査のために発出した文書の件数については、図表４－９のとおり、2023 年度上半期に処理した事件においては５件、同年度下半期に処理した事件においては４４件（うち法第 13 条の規定を根拠としたものが３件）、2024 年度上半期に処理した事件においては５２件、同年度下半期に処理した事件においては１１件であり、2024 年度末までに 130 件の事件を処理した中で、合計 112 件の照会文書等を発出した。

文書の発出については、事件の内容・性質に応じて調査上の必要性及び文書の内容を組織的に判断した上で行っており、事件によっては発出せずに処理する場合がある一方、調査上の必要性から複数発出する場合もある。

【図表４－９】照会文書等の発出件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
発出件数	5	44	49	52	11	63	112
うち13条根拠	0	3	3	0	0	0	3

エ 事情聴取の状況

（ア）概況

嫌疑情報については、寄附の不当な勧誘に係る断片的、抽象的又は間接的な内容である場合が多いため、事実を正確に把握するためには、情報提供者を始め、勧誘を受けたとされる者からの事情聴取は重要な調査項目である。

しかしながら、調査の端緒とする情報を受け付けている３つの窓口については各々その特性が異なるため、調査を進展させるために事情聴取が必須とされる事件であっても

- ・ 情報提供者の連絡先が不明な場合
- ・ 情報提供者と連絡が取れない場合
- ・ 情報提供者等が消費者庁への調査協力を拒否した場合

³⁴ 法第 13 条（内閣総理大臣への資料提供等）

内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

など、事情聴取の実施が困難な事件も一定数存在する。

(イ) 情報提供者に対する事情聴取の実施状況

図表 4-10 は、各事件における情報提供者からの事情聴取の実施状況である³⁵。

まず、2023 年度上半期に処理した 43 件の事件においては、電話による「聴取実施」が 1 件（全体に占める割合 2.3 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 28 件（同 65.1 パーセント）、情報の内容などから事情聴取の必要性を認めなかったもの（以下「不実施」という。）³⁶が 14 件（同 32.6 パーセント）であり、同年度下半期に処理した 42 件の事件においては、「聴取実施」が 17 件（同 40.5 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 5 件（聴取実施に占める割合 29.4 パーセント）、「電話聴取」が 12 件（同 70.6 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 12 件（全体に占める割合 28.6 パーセント）、「不実施」が 13 件（同 31 パーセント）であった。

2024 年度上半期に処理した 25 件の事件においては、「聴取実施」が 14 件（同 56 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 8 件（聴取実施に占める割合 57.1 パーセント）、「電話聴取」が 6 件（同 42.9 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 7 件（全体に占める割合 28 パーセント）、「不実施」が 4 件（同 16 パーセント）であり、同年度下半期に処理した 20 件の事件においては、電話による「聴取実施」が 8 件（同 40 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 10 件（同 50 パーセント）、「不実施」が 2 件（同 10 パーセント）であった。

全ての期の累計は、130 件の事件のうち「聴取実施」が 40 件（同 30.8 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 13 件（聴取実施に占める割合 32.5 パーセント）、「電話聴取」が 27 件（同 67.5 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 57 件（全体に占める割合 43.8 パーセント）、「不実施」が 33 件（同 25.4 パーセント）であった。

³⁵ 各事件における事情聴取の実施有無を表しているため、複数人から事情聴取した場合であっても 1 件として計上している。

³⁶ 「不実施」とするのは、調査の端緒とした情報に違法性を吟味出来る十分な内容が含まれている場合などである。

【図表 4－10】 情報提供者に対する事情聴取の実施状況

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
聴取実施	1 (2.3%)	17 (40.5%)	18 (21.2%)	14 (56.0%)	8 (40.0%)	22 (48.9%)	40 (30.8%)
〈面会聴取〉	〈0〉	〈5〉 〈(29.4%)〉	〈5〉 〈(27.8%)〉	〈8〉 〈(57.1%)〉	〈0〉 〈(0.0%)〉	〈8〉 〈(36.4%)〉	〈13〉 〈(32.5%)〉
〈電話聴取〉	〈1〉 〈(100.0%)〉	〈12〉 〈(70.6%)〉	〈13〉 〈(72.2%)〉	〈6〉 〈(42.9%)〉	〈8〉 〈(100.0%)〉	〈14〉 〈(63.6%)〉	〈27〉 〈(67.5%)〉
連絡先不明、聴取拒否等	28 (65.1%)	12 (28.6%)	40 (47.1%)	7 (28.0%)	10 (50.0%)	17 (37.8%)	57 (43.8%)
不実施	14 (32.6%)	13 (31.0%)	27 (31.8%)	4 (16.0%)	2 (10.0%)	6 (13.3%)	33 (25.4%)
事件処理件数	43	42	85	25	20	45	130

(ウ) 被勧誘者に対する事情聴取の実施状況

図表 4－11 は、勧誘を受けたとされる者（以下「被勧誘者」という。）からの事情聴取の実施状況である³⁷。

2023 年度上半期に処理した 43 件の事件においては、「聴取実施」は 0 件、「連絡先不明、聴取拒否等」が 29 件（全体に占める割合 67.4 パーセント）、「不実施」が 14 件（同 32.6 パーセント）であり、同年度下半期に処理した 42 件の事件においては、「聴取実施」が 9 件（同 21.4 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 2 件（聴取実施に占める割合 22.2 パーセント）、「電話聴取」が 7 件（同 77.8 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 16 件（全体に占める割合 38.1 パーセント）、「不実施」が 17 件（同 40.5 パーセント）であった。

2024 年度上半期に処理した 25 件の事件においては、「聴取実施」が 10 件（同 40 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 8 件（聴取実施に占める割合 80 パーセント）、「電話聴取」が 2 件（同 20 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 9 件（全体に占める割合 36 パーセント）、「不実施」が 6 件（同 24 パーセント）であり、同年度下半期に処理した 20 件の事件においては、電話による「聴取実施」が 3 件（同 15 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 12 件（同 60 パーセント）、「不実施」が 5 件（同 25 パーセント）であった。

全ての期の累計は、130 件のうち「聴取実施」が 22 件（同 16.9 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 10 件（聴取実施に占める割合 45.5

³⁷ 「勧誘を受けたとされる者」（被勧誘者）とは、端緒となった情報の事案における当事者のことであり、調査の結果、寄附の不当な勧誘行為を受けていない者も含んでいる。

パーセント)、「電話聴取」が 12 件 (同 54.5 パーセント)、「連絡先不明、聴取拒否等」が 66 件 (全体に占める割合 50.8 パーセント)、「不実施」が 42 件 (同 32.3 パーセント) であった。

【図表 4－11】被勧誘者に対する事情聴取の実施状況

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
聴取実施	0 (0.0%)	9 (21.4%)	9 (10.6%)	10 (40.0%)	3 (15.0%)	13 (28.9%)	22 (16.9%)
〈面会聴取〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈2〉〈(22.2%)〉	〈2〉〈(22.2%)〉	〈8〉〈(80.0%)〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈8〉〈(61.5%)〉	〈10〉〈(45.5%)〉
〈電話聴取〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈7〉〈(77.8%)〉	〈7〉〈(77.8%)〉	〈2〉〈(20.0%)〉	〈3〉〈(100.0%)〉	〈5〉〈(38.5%)〉	〈12〉〈(54.5%)〉
連絡先不明、聴取拒否等	29 (67.4%)	16 (38.1%)	45 (52.9%)	9 (36.0%)	12 (60.0%)	21 (46.7%)	66 (50.8%)
不実施	14 (32.6%)	17 (40.5%)	31 (36.5%)	6 (24.0%)	5 (25.0%)	11 (24.4%)	42 (32.3%)
事件処理件数	43	42	85	25	20	45	130

(エ) 情報提供者と被勧誘者の相関関係

図表 4－12 は、情報提供者に対する事情聴取の実施有無等を踏まえた被勧誘者に対する事情聴取の実施状況である³⁸。

2023 年度上半期においては、情報提供者に対して「電話聴取」を実施したものが 1 件あるが、被勧誘者については「連絡先不明、聴取拒否等」のため聴取できなかった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 14 件については、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

同年度下半期においては、情報提供者に対して「面会聴取」を実施したものが 5 件あり、そのうち被勧誘者に対して「面会聴取」を実施したものが 2 件 (情報提供者に対する面会聴取に占める割合 40 パーセント)、「不実施」が 3 件 (同 60 パーセント) であり、情報提供者に対して「電話聴取」を実施した 12 件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが 6 件 (情報提供者に対する電話聴取に占める割合 50 パーセント)、「連絡先不明、聴取拒否等」及び「不実施」が各 3 件 (同各 25 パーセント) であった。また、情報提供者に対し事情聴

³⁸ 事情聴取の件数については、情報提供者と被勧誘者が同一人物の場合には双方に計上しており、また、一つの事件において複数の情報提供者又は被勧誘者から聴取した場合であっても、1 件として計上している。

取を「不実施」とした 13 件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したもの及び「連絡先不明、聴取拒否等」が各 1 件（情報提供者に対する事情聴取不実施に占める割合各 7.7 パーセント）で、「不実施」は 11 件（同 84.6 パーセント）であった。

2024 年度上半期においては、情報提供者に対して「面会聴取」を実施したものが 8 件あり、そのいずれも被勧誘者に対して「面会聴取」を実施している。情報提供者に対して「電話聴取」を実施した 6 件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したもの、「連絡先不明、聴取拒否等」、「不実施」が各 2 件（情報提供者に対する電話聴取に占める割合各 33.3 パーセント）であった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 4 件については、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

同年度下半期においては、情報提供者に対して「電話聴取」を実施したものが 8 件あり、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが 3 件（同 37.5 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 2 件（同 25 パーセント）、「不実施」が 3 件（同 37.5 パーセント）であった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 2 件においては、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

全ての期の累計は、情報提供者に対して「面会聴取」を実施した 13 件のうち、被勧誘者に対して「面会聴取」を実施したものが 10 件（情報提供者に対する面会聴取に占める割合 76.9 パーセント）、「不実施」が 3 件（同 23.1 パーセント）であり、情報提供者に対して「電話聴取」を実施した 27 件のうち、被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが 11 件（情報提供者に対する電話聴取に占める割合 40.7 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」及び「不実施」が各 8 件（同各 29.6 パーセント）であった。また、情報提供者について「連絡先不明、聴取拒否等」であった 57 件については、被勧誘者についても「連絡先不明、聴取拒否等」であり、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 33 件のうち、被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものと及び「連絡先不明、聴取拒否等」が各 1 件（情報提供者に対する事情聴取不実施に占める割合各 3 パーセント）、「不実施」が 31 件（同 93.9 パーセント）であった。

【図表 4－12】 事情聴取における情報提供者と被勧誘者の相関関係

		2023年度			2024年度			累計
		上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
面会聴取		0	5	5	8	0	8	13
被勧誘者	面会聴取	0	2 (40.0%)	2 (40.0%)	8 (100.0%)	0	8 (100.0%)	10 (76.9%)
	連絡先不明、聴取拒否等	0	0	0	0	0	0	0
	不実施	0	3 (60.0%)	3 (60.0%)	0	0	0	3 (23.1%)
電話聴取		1	12	13	6	8	14	27
被勧誘者	電話聴取	0	6 (50.0%)	6 (46.2%)	2 (33.3%)	3 (37.5%)	5 (35.7%)	11 (40.7%)
	連絡先不明、聴取拒否等	1 (100.0%)	3 (25.0%)	4 (30.8%)	2 (33.3%)	2 (25.0%)	4 (28.6%)	8 (29.6%)
	不実施	0	3 (25.0%)	3 (23.1%)	2 (33.3%)	3 (37.5%)	5 (35.7%)	8 (29.6%)
連絡先不明、聴取拒否等		28	12	40	7	10	17	57
被勧誘者	電話聴取							
	連絡先不明、聴取拒否等	28 (100.0%)	12 (100.0%)	40 (100.0%)	7 (100.0%)	10 (100.0%)	17 (100.0%)	57 (100.0%)
	不実施							
不実施		14	13	27	4	2	6	33
被勧誘者	電話聴取	0	1 (7.7%)	1 (3.7%)	0	0	0	1 (3.0%)
	連絡先不明、聴取拒否等	0	1 (7.7%)	1 (3.7%)	0	0	0	1 (3.0%)
	不実施	14 (100.0%)	11 (84.6%)	25 (92.6%)	4 (100.0%)	2 (100.0%)	6 (100.0%)	31 (93.9%)

オ 被勧誘者の実態

(ア) 性別・年代

被勧誘者の性別・年代については、図表 4－13 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件においては、男性が 10 件(全体に占める割合 23.3 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、50 歳代 1 件(男性に占める割合 10 パーセント)、60 歳代 2 件(同 20 パーセント)、70 歳代 1 件(同 10 パーセント)、年齢不明 6 件(同 60 パーセント)であり、女性が 23 件(全体に占める割合 53.5 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件(女性に占める割合 4.3 パーセント)、40 歳代 1 件(同 4.3 パーセント)、50 歳代 2 件(同 8.7 パーセント)、60 歳代 1 件(同 4.3 パーセント)、70 歳代 2 件(同 8.7 パーセント)、80 歳代 2 件(同 8.7 パーセント)、年齢不明 14 件(同 60.9 パーセント)で、そのほか性別・年齢不明が 6 件(全体に占める割合 14 パーセント)、その他が 4 件(同 9.3 パーセント)であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性が 12 件(同 28.6 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件(男性に占める割合 8.3 パーセント)、50 歳代 4 件(同 33.3 パーセント)、70 歳代 2 件(同 16.7 パーセント)、80 歳代 3 件(同 25.0 パーセント)、年齢不明 2 件

(同 16.7 パーセント)であり、女性が 28 件(全体に占める割合 66.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 3 件(女性に占める割合 10.7 パーセント)、40 歳代 2 件(同 7.1 パーセント)、50 歳代 7 件(同 25 パーセント)、60 歳代 3 件(同 10.7 パーセント)、70 歳代 5 件(同 17.9 パーセント)、80 歳代 1 件(同 3.6 パーセント)、90 歳以上 2 件(同 7.1 パーセント)、年齢不明 5 件(同 17.9 パーセント)で、そのほかその他が 2 件(全体に占める割合 4.8 パーセント)であった。

2024 年度上半期に処理した事件においては、男性が 3 件(同 12 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件(男性に占める割合 33.3 パーセント)、70 歳代 1 件(同 33.3 パーセント)、年齢不明 1 件(同 33.3 パーセント)であり、女性が 19 件(全体に占める割合 76 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、20 歳代 1 件(女性に占める割合 5.3 パーセント)、30 歳代 2 件(同 10.5 パーセント)、40 歳代 2 件(同 10.5 パーセント)、50 歳代 3 件(同 15.8 パーセント)、60 歳代 1 件(同 5.3 パーセント)、70 歳代 6 件(同 31.6 パーセント)、年齢不明 4 件(同 21.1 パーセント)で、そのほか性別・年齢不明が 1 件(全体に占める割合 4 パーセント)、その他が 2 件(同 8 パーセント)であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性が 10 件(同 50 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、18 歳・19 歳が 2 件(男性に占める割合 20 パーセント)、30 歳代 1 件(同 10 パーセント)、40 歳代 3 件(同 30 パーセント)、年齢不明 4 件(同 40 パーセント)であり、女性が 6 件(全体に占める割合 30 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、60 歳代 2 件(女性に占める割合 33.3 パーセント)、70 歳代 2 件(同 33.3 パーセント)、80 歳代 1 件(同 16.7 パーセント)、年齢不明 1 件(同 16.7 パーセント)で、そのほか性別・年齢不明及びその他が各 2 件(全体に占める割合各 10 パーセント)であった。

全ての期の累計は、男性が 35 件(同 26.9 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、18 歳・19 歳が 2 件(男性に占める割合 5.7 パーセント)、30 歳代 3 件(同 8.6 パーセント)、40 歳代 3 件(同 8.6 パーセント)、50 歳代 5 件(同 14.3 パーセント)、60 歳代 2 件(同 5.7 パーセント)、70 歳代 4 件(同 11.4 パーセント)、80 歳代 3 件(同 8.6 パーセント)、年齢不明 13 件(同 37.1 パーセント)であり、女性が 76 件(全体に占める割合 58.5 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、20 歳代 1 件(女性に占める割合 1.3 パーセント)、30 歳代 6 件(同 7.9 パーセント)、40 歳代 5 件(同 6.6 パーセント)、50 歳代 12 件(同 15.8 パーセント)、60 歳代 7 件(同 9.2 パーセント)、70 歳代 15 件(同 19.7 パーセント)、

80 歳代 4 件 (同 5.3 パーセント)、90 歳以上 2 件 (同 2.6 パーセント)、
年齢不明 24 件 (同 31.6 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明が 9
件 (全体に占める割合 6.9 パーセント)、その他が 10 件 (同 7.7 パー
セント) であった。

【図表 4－13】被勧誘者の性別・年代

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
男性	10 (23.3%)	12 (28.6%)	22 (25.9%)	3 (12.0%)	10 (50.0%)	13 (28.9%)	35 (26.9%)
18歳未満			0			0	0
18歳・19歳			0		2 (20.0%)	2 (15.4%)	2 (5.7%)
20歳代			0			0	0
30歳代		1 (8.3%)	1 (4.5%)	1 (33.3%)	1 (10.0%)	2 (15.4%)	3 (8.6%)
40歳代			0		3 (30.0%)	3 (23.1%)	3 (8.6%)
50歳代	1 (10.0%)	4 (33.3%)	5 (22.7%)			0	5 (14.3%)
60歳代	2 (20.0%)		2 (9.1%)			0	2 (5.7%)
70歳代	1 (10.0%)	2 (16.7%)	3 (13.6%)	1 (33.3%)		1 (7.7%)	4 (11.4%)
80歳代		3 (25.0%)	3 (13.6%)			0	3 (8.6%)
90歳以上			0			0	0
年齢不明	6 (60.0%)	2 (16.7%)	8 (36.4%)	1 (33.3%)	4 (40.0%)	5 (38.5%)	13 (37.1%)
女性	23 (53.5%)	28 (66.7%)	51 (60.0%)	19 (76.0%)	6 (30.0%)	25 (55.6%)	76 (58.5%)
18歳未満			0			0	0
18歳・19歳			0			0	0
20歳代			0	1 (5.3%)		1 (4.0%)	1 (1.3%)
30歳代	1 (4.3%)	3 (10.7%)	4 (7.8%)	2 (10.5%)		2 (8.0%)	6 (7.9%)
40歳代	1 (4.3%)	2 (7.1%)	3 (5.9%)	2 (10.5%)		2 (8.0%)	5 (6.6%)
50歳代	2 (8.7%)	7 (25.0%)	9 (17.6%)	3 (15.8%)		3 (12.0%)	12 (15.8%)
60歳代	1 (4.3%)	3 (10.7%)	4 (7.8%)	1 (5.3%)	2 (33.3%)	3 (12.0%)	7 (9.2%)
70歳代	2 (8.7%)	5 (17.9%)	7 (13.7%)	6 (31.6%)	2 (33.3%)	8 (32.0%)	15 (19.7%)
80歳代	2 (8.7%)	1 (3.6%)	3 (5.9%)		1 (16.7%)	1 (4.0%)	4 (5.3%)
90歳以上		2 (7.1%)	2 (3.9%)			0	2 (2.6%)
年齢不明	14 (60.9%)	5 (17.9%)	19 (37.3%)	4 (21.1%)	1 (16.7%)	5 (20.0%)	24 (31.6%)
性別・年齢不明	6 (14.0%)		6 (7.1%)	1 (4.0%)	2 (10.0%)	3 (6.7%)	9 (6.9%)
その他	4 (9.3%)	2 (4.8%)	6 (7.1%)	2 (8.0%)	2 (10.0%)	4 (8.9%)	10 (7.7%)
全体	43	42	85	25	20	45	130

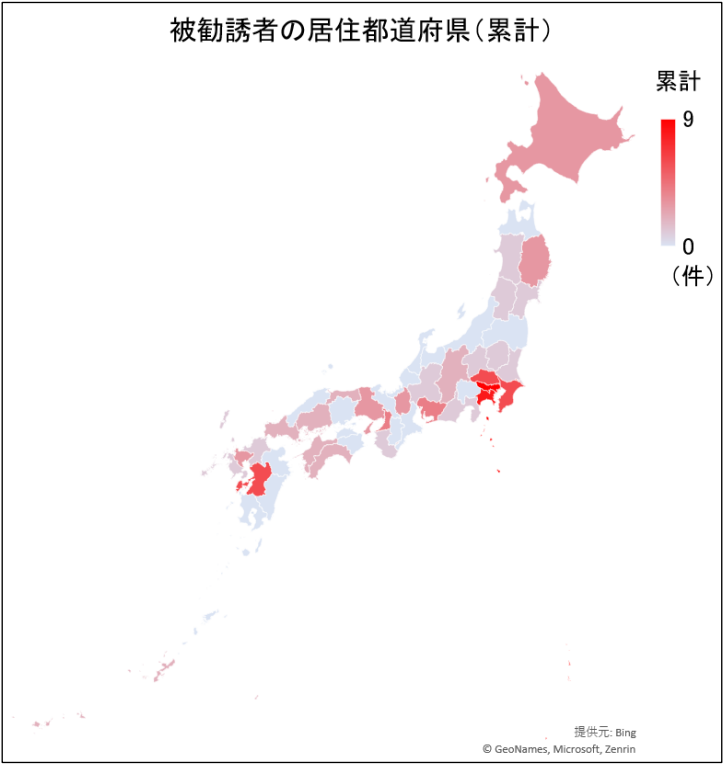
※ 「その他」には勧誘を受けたとされる者が複数人存在する事件を計上

(イ) 居住都道府県

被勧誘者が居住する都道府県については、図表 4-14 及び図表 4-15 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件（43 件）の内訳は、埼玉県（2 件）、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県（2 件）、滋賀県、鳥取県、愛媛県（2 件）、高知県（2 件）、福岡県、熊本県の 12 都県のほか、その他 3 件及び不明 24 件であり、同年度下半期に処理した事件（42 件）の内訳は、北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県（4 件）、千葉県（2 件）、東京都（3 件）、神奈川県（2 件）、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県（2 件）、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県（2 件）、佐賀県、熊本県（4 件）の 20 都道県のほか、その他 2 件及び不明 8 件であった。

また、2024 年度上半期に処理した事件（25 件）の内訳は、北海道（2 件）、岩手県（2 件）、宮城県、千葉県、東京都（5 件）、神奈川県（3 件）、静岡県、滋賀県、大阪府（2 件）、広島県、長崎県の 11 都道府県のほか、その他 2 件及び不明 3 件であり、同年度下半期に処理した事件（20 件）の内訳は、秋田県、千葉県（2 件）、神奈川県（2 件）、愛知県（2 件）、大阪府（2 件）、兵庫県、佐賀県（2 件）、熊本県、沖縄県（2 件）の 9 府県のほか、不明 5 件であった。

【図表 4-14】被勧誘者の居住都道府県



【図表 4－15】被勧誘者の居住都道府県

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
北海道		1	1	2		2	3
青森県			0			0	0
岩手県		1	1	2		2	3
宮城県			0	1		1	1
秋田県			0		1	1	1
山形県		1	1			0	1
福島県			0			0	0
茨城県		1	1			0	1
栃木県		1	1			0	1
群馬県		1	1			0	1
埼玉県	2	4	6			0	6
千葉県	1	2	3	1	2	3	6
東京都	1	3	4	5		5	9
神奈川県	1	2	3	3	2	5	8
新潟県			0			0	0
富山県			0			0	0
石川県			0			0	0
福井県			0			0	0
山梨県			0			0	0
長野県	1	1	2			0	2
岐阜県		1	1			0	1
静岡県			0	1		1	1
愛知県	2		2		2	2	4
三重県			0			0	0
滋賀県	1	1	2	1		1	3
京都府			0			0	0
大阪府			0	2	2	4	4
兵庫県		2	2		1	1	3
奈良県			0			0	0
和歌山県		1	1			0	1
鳥取県	1	1	2			0	2
島根県			0			0	0
岡山県			0			0	0
広島県		1	1	1		1	2
山口県		2	2			0	2
徳島県			0			0	0
香川県			0			0	0
愛媛県	2		2			0	2
高知県	2		2			0	2
福岡県	1		1			0	1
佐賀県		1	1		2	2	3
長崎県			0	1		1	1
熊本県	1	4	5		1	1	6
大分県			0			0	0
宮崎県			0			0	0
鹿児島県			0			0	0
沖縄県			0		2	2	2
その他	3	2	5	2		2	7
不明	24	8	32	3	5	8	40
計	43	42	85	25	20	45	130

※ 「その他」は、複数の被勧誘者が含まれる事件

カ 情報提供者の実態

(ア) 情報提供者の身分

情報提供者の身分については、図表 4-16 のとおり、類型化して整理した。

2023 年度上半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が 15 件（全体に占める割合 34.9 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 28 件（同 65.1 パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」が 5 件（本人以外に占める割合 17.9 パーセント）、「成人の子」が 4 件（同 14.3 パーセント）、「年齢不明の子」が 5 件（同 17.9 パーセント）、「兄弟姉妹」が 3 件（同 10.7 パーセント）、「その他の親族」が 5 件（同 17.9 パーセント）、「その他（友人、知人、代理人等）」が 6 件（同 21.4 パーセント）であり、同年度下半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が 12 件（全体に占める割合 28.6 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 30 件（同 71.4 パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」及び「成人の子」が各 7 件（本人以外に占める割合各 23.3 パーセント）、「年齢不明の子」が 1 件（同 3.3 パーセント）、「兄弟姉妹」が 3 件（同 10 パーセント）、「親」が 2 件（同 6.7 パーセント）、「その他の親族」が 3 件（同 10 パーセント）、「その他」が 7 件（同 23.3 パーセント）であった。

また、2024 年度上半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が 10 件（全体に占める割合 40 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 15 件（同 60 パーセント）で、本人以外の内訳は、「成人の子」が 8 件（本人以外に占める割合 53.3 パーセント）、「その他」が 7 件（同 46.7 パーセント）であり、同年度下半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が 8 件（全体に占める割合 40 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 12 件（同 60 パーセント）で、本人以外の内訳は、「成人の子」が 6 件（本人以外に占める割合 50 パーセント）、「年齢不明の子」が 1 件（同 8.3 パーセント）、「兄弟姉妹」及び「親」が各 2 件（同各 16.7 パーセント）、「その他」が 1 件（同 8.3 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「被勧誘者本人」からの情報提供が 45 件（全体に占める割合 34.6 パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が 85 件（同 65.4 パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」が 12 件（本人以外に占める割合 14.1 パーセント）、「成人の子」が 25 件（同 29.4 パーセント）、「未成年の子」は 0 件、「年齢不明の子」が 7 件（同 8.2 パーセント）、「兄弟姉妹」が 8 件（同 9.4 パーセント）、「親」が 4 件

(同 4.7 パーセント)、「その他の親族」が 8 件 (同 9.4 パーセント)、「その他」が 21 件 (同 24.7 パーセント) であった。

【図表 4－16】 情報提供者の身分の類型

		2023年度			2024年度			累計
		上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
被勧誘者本人		15 (34.9%)	12 (28.6%)	27 (31.8%)	10 (40.0%)	8 (40.0%)	18 (40.0%)	45 (34.6%)
本人以外		28 (65.1%)	30 (71.4%)	58 (68.2%)	15 (60.0%)	12 (60.0%)	27 (60.0%)	85 (65.4%)
〈配偶者〉		〈5〉 〈(17.9%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈12〉 〈(20.7%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉	〈12〉 〈(14.1%)〉
〈子〉	成人	〈4〉 〈(14.3%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈11〉 〈(19.0%)〉	〈8〉 〈(53.3%)〉	〈6〉 〈(50.0%)〉	〈14〉 〈(51.9%)〉	〈25〉 〈(29.4%)〉
	未成年			〈0〉 〈(0.0%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉	〈0〉 〈(0.0%)〉
	年齢不明	〈5〉 〈(17.9%)〉	〈1〉 〈(3.3%)〉	〈6〉 〈(10.3%)〉		〈1〉 〈(8.3%)〉	〈1〉 〈(3.7%)〉	〈7〉 〈(8.2%)〉
〈兄弟姉妹〉		〈3〉 〈(10.7%)〉	〈3〉 〈(10.0%)〉	〈6〉 〈(10.3%)〉		〈2〉 〈(16.7%)〉	〈2〉 〈(7.4%)〉	〈8〉 〈(9.4%)〉
〈親〉			〈2〉 〈(6.7%)〉	〈2〉 〈(3.4%)〉		〈2〉 〈(16.7%)〉	〈2〉 〈(7.4%)〉	〈4〉 〈(4.7%)〉
〈その他の親族〉		〈5〉 〈(17.9%)〉	〈3〉 〈(10.0%)〉	〈8〉 〈(13.8%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉	〈8〉 〈(9.4%)〉
〈その他〉		〈6〉 〈(21.4%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈13〉 〈(22.4%)〉	〈7〉 〈(46.7%)〉	〈1〉 〈(8.3%)〉	〈8〉 〈(29.6%)〉	〈21〉 〈(24.7%)〉
全体		43	42	85	25	20	45	130

※ 「その他」は友人、知人、代理人等

(イ) 性別・年代

情報提供者（被勧誘者本人と重複する場合を除く。）の性別・年代については、図表 4－17 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 46.4 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 2 件（男性に占める割合 15.4 パーセント）、50 歳代 2 件（同 15.4 パーセント）、年齢不明 9 件（同 69.2 パーセント）であり、女性からの情報提供が 2 件（全体に占める割合 7.1 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 1 件（女性に占める割合 50 パーセント）、年齢不明 1 件（同 50 パーセント）で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 46.4 パーセント）であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 16 件（同 53.3 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件（男性に占める割合 6.3 パーセント）、40 歳代 1 件（同 6.3 パーセント）、50 歳代 2 件（同 12.5 パーセント）、60 歳代 4 件（同 25 パーセント）、70 歳代 1 件（同 6.3 パーセント）、年齢不明 7 件（同 43.8 パーセント）であり、女性からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 43.3 パーセント）であった。

ント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 4 件 (女性に占める割合 30.8 パーセント)、40 歳代、50 歳代、60 歳代が各 1 件 (同各 7.7 パーセント)、70 歳代 3 件 (同 23.1 パーセント)、年齢不明 3 件 (同 23.1 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 1 件 (全体に占める割合 3.3 パーセント) であった。

2024 年度上半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 8 件 (同 53.3 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代、40 歳代、50 歳代が各 1 件 (男性に占める割合各 12.5 パーセント)、年齢不明 5 件 (同 62.5 パーセント) であり、女性からの情報提供が 7 件 (全体に占める割合 46.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 6 件 (女性に占める割合 85.7 パーセント)、年齢不明 1 件 (同 14.3 パーセント) であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 5 件 (全体に占める割合 41.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 3 件 (男性に占める割合 60 パーセント)、40 歳代 2 件 (同 40 パーセント) であり、女性からの情報提供が 5 件 (全体に占める割合 41.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 2 件 (女性に占める割合 40 パーセント)、50 歳代 1 件 (同 20 パーセント)、年齢不明 2 件 (同 40 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 2 件 (全体に占める割合 16.7 パーセント) であった。

全ての期の累計は、男性からの情報提供が 42 件 (同 49.4 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 5 件 (男性に占める割合 11.9 パーセント)、40 歳代 6 件 (同 14.3 パーセント)、50 歳代 5 件 (同 11.9 パーセント)、60 歳代 4 件 (同 9.5 パーセント)、70 歳代 1 件 (同 2.4 パーセント)、年齢不明 21 件 (同 50 パーセント) であり、女性からの情報提供が 27 件 (全体に占める割合 31.8 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代が 4 件 (女性に占める割合 14.8 パーセント)、40 歳代 10 件 (同 37 パーセント)、50 歳代 2 件 (同 7.4 パーセント)、60 歳代 1 件 (同 3.7 パーセント)、70 歳代 3 件 (同 11.1 パーセント)、年齢不明 7 件 (同 25.9 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 16 件 (全体に占める割合 18.8 パーセント) であった。

【図表４－１７】情報提供者の性別・年代（被勧誘者本人と重複する場合を除く）

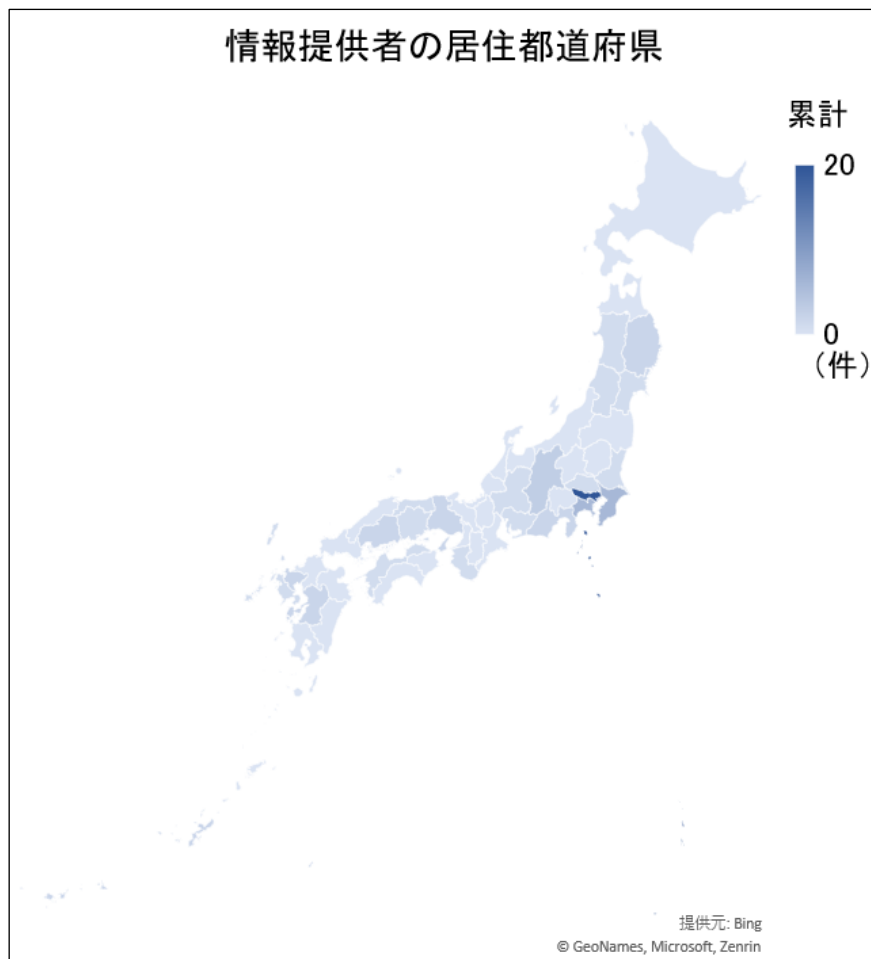
	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
男性	13 (46.4%)	16 (53.3%)	29 (50.0%)	8 (53.3%)	5 (41.7%)	13 (48.1%)	42 (49.4%)
18歳未満			0			0	0
19歳・18歳			0			0	0
20歳代			0			0	0
30歳代		1 (6.3%)	1 (3.4%)	1 (12.5%)	3 (60.0%)	4 (30.8%)	5 (11.9%)
40歳代	2 (15.4%)	1 (6.3%)	3 (10.3%)	1 (12.5%)	2 (40.0%)	3 (23.1%)	6 (14.3%)
50歳代	2 (15.4%)	2 (12.5%)	4 (13.8%)	1 (12.5%)		1 (7.7%)	5 (11.9%)
60歳代		4 (25.0%)	4 (13.8%)			0	4 (9.5%)
70歳代		1 (6.3%)	1 (3.4%)			0	1 (2.4%)
80歳代			0			0	0
90歳以上			0			0	0
年齢不明	9 (69.2%)	7 (43.8%)	16 (55.2%)	5 (62.5%)		5 (38.5%)	21 (50.0%)
女性	2 (7.1%)	13 (43.3%)	15 (25.9%)	7 (46.7%)	5 (41.7%)	12 (44.4%)	27 (31.8%)
18歳未満			0			0	0
19歳・18歳			0			0	0
20歳代			0			0	0
30歳代		4 (30.8%)	4 (26.7%)			0	4 (14.8%)
40歳代	1 (50.0%)	1 (7.7%)	2 (13.3%)	6 (85.7%)	2 (40.0%)	8 (66.7%)	10 (37.0%)
50歳代		1 (7.7%)	1 (6.7%)		1 (20.0%)	1	2 (7.4%)
60歳代		1 (7.7%)	1 (6.7%)			0	1 (3.7%)
70歳代		3 (23.1%)	3 (20.0%)			0	3 (11.1%)
80歳代			0			0	0
90歳以上			0			0	0
年齢不明	1 (50.0%)	3 (23.1%)	4 (26.7%)	1 (14.3%)	2 (40.0%)	3 (25.0%)	7 (25.9%)
性別・年齢不明	13 (46.4%)	1 (3.3%)	14 (24.1%)		2 (16.7%)	2 (7.4%)	16 (18.8%)
全体	28	30	58	15	12	27	85

(ウ) 居住都道府県

情報提供者（被勧誘者本人と重複する場合を除く）が居住する都道府県については、図表 4－18 及び図表 4－19 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件（28 件）の内訳は、千葉県、東京都（6 件）、静岡県、愛知県、香川県、愛媛県の 6 都県のほか、不明 17 件であり、同年度下半期に処理した事件（30 件）の内訳は、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県（4 件）、東京都（9 件）、神奈川県、長野県、岐阜県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、熊本県（2 件）の 14 都県のほか、不明 4 件であった。

また、2024 年度上半期に処理した事件（15 件）の内訳は、岩手県（2 件）、宮城県、千葉県、東京都（5 件）、神奈川県、長野県（2 件）、静岡県、広島県、長崎県の 9 都県であり、同年度下半期に処理した事件（12 件）の内訳は、秋田県、神奈川県（4 件）、兵庫県、佐賀県（2 件）、沖縄県（2 件）の 5 県のほか、不明 2 件であった。

【図表 4－18】情報提供者の居住都道府県（被勧誘者本人と重複する場合を除く）



【図表４－１９】情報提供者の居住都道府県（被勧誘者本人と重複する場合を除く）

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
北海道			0			0	0
青森県			0			0	0
岩手県			0	2		2	2
宮城県			0	1		1	1
秋田県			0		1	1	1
山形県		1	1			0	1
福島県			0			0	0
茨城県		1	1			0	1
栃木県			0			0	0
群馬県			0			0	0
埼玉県		1	1			0	1
千葉県	1	4	5	1		1	6
東京都	6	9	15	5		5	20
神奈川県		1	1	1	4	5	6
新潟県			0			0	0
富山県			0			0	0
石川県			0			0	0
福井県			0			0	0
山梨県			0			0	0
長野県		1	1	2		2	3
岐阜県		1	1			0	1
静岡県	1		1	1		1	2
愛知県	1		1			0	1
三重県			0			0	0
滋賀県			0			0	0
京都府			0			0	0
大阪府			0			0	0
兵庫県		1	1		1	1	2
奈良県			0			0	0
和歌山県		1	1			0	1
鳥取県		1	1			0	1
島根県			0			0	0
岡山県		1	1			0	1
広島県		1	1	1		1	2
山口県			0			0	0
徳島県			0			0	0
香川県	1		1			0	1
愛媛県	1		1			0	1
高知県			0			0	0
福岡県			0			0	0
佐賀県			0		2	2	2
長崎県			0	1		1	1
熊本県		2	2			0	2
大分県			0			0	0
宮崎県			0			0	0
鹿児島県			0			0	0
沖縄県			0		2	2	2
不明	17	4	21		2	2	23
計	28	30	58	15	12	27	85